

第12号議案

品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条
例

品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年品川区条例第
2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第
243条の2の2第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第3条の見出し中「第243条の2第1項」を「第243条の2の8第1項」
に改め、同条各号列記以外の部分中「第243条の2第1項」を「第243条
の2の8第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第
1号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（説明）地方自治法等が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。